

受注及び販路開拓支援事業補助金Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	市内中小企業の受注開拓を促進し支援するため、市内中小企業者および企業グループの方々が展示会・見本市等へ出展する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
2	補助対象者を教えてください。	<p>① 日本標準産業分類の分類表のうち、以下の業種を主たる事業（売上高や利益などが最も大きい事業）として営む、市内に主たる事業所を有する中小企業者。 大分類E（製造業）、大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類I（卸売業、小売業）のうち中分類56（各種商品小売業）、 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業）、中分類58（食料品小売業）、 中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）、 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類76（飲食店）、 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）</p> <p>② ①以外の中小企業者が上記の事業を行う場合であって、受注及び販路開拓を促進、支援する必要があると市長が認めるもの</p> <p>③ 4者以上の中小企業者で構成されるグループで、その事務局が市内にあるもの。ただし、グループを構成する中小企業者のうち2分の1以上が市内中小企業者であること</p>
3	対象外に該当する事業者を教えてください。	<p>① 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者</p> <p>② 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者</p> <p>③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員</p>
4	対象とならない事業者の事例を教えてください。	<p>① 申請者が中小企業に該当しない大企業</p> <p>② 主たる事業が対象となる業種にあてはまらない中小企業</p> <p>③ 申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人等</p>
5	補助対象となる展示会等を教えてください。	<p>① 官公庁等公的機関の主催、共催、後援又はこれに準ずるものであること</p> <p>② ①に該当しない場合、受注及び販路開拓の機会として出展の効果が高いものであると市長が認めるものであること</p> <p>③ 当該年度に開催されること</p> <p>④ 市が補助をしている団体等が開催するものでないこと （対象とならない展示会の例：諏訪圏工業メッセ）</p>
6	官公庁等の公的機関が関与していない展示会の場合、どのような基準で対象となるか判断できますか。	受注および販路開拓の機会として出展効果が高い展示会等であれば対象とします。この場合、前年度の出展者数や来場者数の実績値等で判断しますので、本内容が確認できる資料を提出してください。また、事業計画書の「官公庁等公的機関の関与の有無」の欄に、理由を記入してください。（記入方法は、記入例をご参照ください。）
7	補助対象となる費用について教えてください。	<p>展示会に関わる費用のみが対象となります。</p> <p>具体的には、出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入費（業者に委託する場合は搬送費一式、自社運搬する場合は、出展物を乗せた自動車に係る高速道路利用料で、1往復分のみ対象）、展示会等で配布するパンフレット等の印刷費が対象となります。</p> <p>国外での展示会の場合は、出展者（2名分）に係る渡航費（通常の経路でエコノミークラス分の料金）が対象となります。ただし国外の場合、国内外における渡航費以外の旅費は対象にはなりません。</p> <p>搬出入費におけるガソリン代・駐車場代等や、パンフレット等における事業期間以外での使用が見込まれる過剰な部数は補助対象となりません。</p>
8	申請期限を教えてください。	申請される場合は、展示会が開催される2週間前までに申請書を提出してください。申請受付は先着順とし、予算が終了次第、申請受付を終了します。
9	申請金額の計算方法を教えてください。	補助対象経費（消費税を除いた額）に補助率（2分の1、ただし業種が情報サービス業である者は3分の2）をかけて、1,000円未満を切り捨てた金額が申請額となります。（上限額は条件により異なります。）

受注及び販路開拓支援事業補助金Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
10	補助金は複数回受けることはできますか。	当該年度において、1事業者および企業グループにつき2回まで申請ができます。 ただし、開催地（国内・国外）および申請回数で補助限度額が変わります。 1回目申請 国内：限度額20万円 国外：限度額40万円 2回目申請 国内：限度額10万円 国外：限度額20万円
11	展示会の開催日は事業年度の3月末以前ですが、支払いは次年度の4月以降の場合、補助金は交付されますか。	事業年度末（3末日）までに支払いが完了した経費のみが補助対象となります。支払いが次年度の4月以降となった場合、その分の経費に対しては補助金を交付することができません。特に、高速道路利用料をETCで精算する際、ETCカードの引き落とし日が次年度となる場合がありますので、ご注意ください。
12	国や県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けた、または受ける予定がある場合、対象となりますか。	対象となりません。
13	「その他市長が必要と認める書類」は何がありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。
14	どのような場合、変更申請が必要ですか。	交付決定後に申請内容または対象経費を変更する場合や、出展等中止・延期する場合は変更申請が必要となりますので、変更承認申請書を必要書類と合わせて提出してください。 変更申請の有無に迷われた場合は、開催される前までに商工課までご相談ください。

受注及び販路開拓支援事業補助金Q&A

実績報告に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	実績報告書の完了年月日にはどの日付を記入すればよいですか。	展示会の最終日もしくは支払いが完了した日のいずれか遅い日付を記入してください。実績報告書の提出期限は、こちらに記載された完了日から30日以内もしくは年度の末日のいずれか早い日となります。
2	展示状況を示す写真は、どういったものを提出すればよいですか。	申請事業者の名前が確認できる展示会での様子、開催日等が確認できる写真は必ず提出してください。その他、パンフレット等を対象経費に含めた場合はその写真（実際のパンフレットまたは写しも可）も提出してください。
3	自社運搬の際、経路の途中で他の場所を経由した場合も対象になりますか。	出展物を運搬することを目的としているため、申請者の事業所から展示会の開催場所までの区間が対象となります。他の場所を経由した場合、目的外の旅費と判断し補助対象となりません。
4	実績報告の際、高速道路利用料の証明は何を提出すればよいですか。	通行料金等が確認できる領収書（利用証明書）の写し（コピー）を提出してください。もしくは、クレジットカード利用の場合、カードの利用明細書とカードの引き落としが確認できる書類（通帳の写し等）を提出していただいてもかまいません。ただし、この場合は年度内に引き落としが完了した経費のみが対象となります。
5	支払いを銀行振込にした場合、振込手数料は対象となりますか。	補助対象事業の支払いを銀行振込で行う場合、振込手数料は補助対象経費となりません。 特に振込手数料が先方負担となっている場合、領収書等経費の支払いを証する書類の記載金額から当該手数料分を差し引いた金額（実際に支払われた金額）が補助対象経費となりますので、ご注意ください。
6	経費の支払を証する書類は、領収証だけで良いですか。	支払を証するものとして、「発行日、宛名、発行者、領収した内容、金額（いつ、誰が、誰に対し、何の代金として、いくら支払ったか）」がわかるものを提出してください。
7	領収証に補助対象以外のものが混在している場合はどうすればよいですか。	内訳が分かるものを添付し、補助対象となるものに「○」を付ける等、わかるようにしてください。
8	領収証がない場合の対応方法はありますか。	振込の控え、または口座引落しの記載のある通帳等、相手への振込や引落しが確認できる書類により、代替が可能です。また、交付申請時の補助対象経費と支払い時の金額が異なる場合は、経費の内訳、金額等の記載がある請求書等もあわせて提出してください。
9	支払い時にクーポンやポイントを利用した場合も対象になりますか。	クーポンやポイント等を利用された場合は値引きとみなし、その額を対象経費から差し引いた金額（実際に支払われた金額）が補助対象経費となります。
10	クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象になります。 ただし、クレジットカードの名義は申請者（会社名・個人名・屋号）以外の名義のカードで支払ったものは対象になりません。 なお、引き落としが事業年度末までに完了している必要があります。実績報告時にカード会社からの明細の写し、引き落としがわかる書類（通帳の写し等）を提出してください。
11	手形・小切手で支払った場合も対象になりますか。	手形・小切手での支払いも対象になりますが、実際に支払われた日（決済日）が事業年度末までに完了している必要がありますので、実績報告時に手形帳・小切手の写し、決済が確認できる書類（当座勘定照合表等の写し等）を提出してください。なお、手形・小切手は申請者が発行したもののみが対象となります。他社が発行したもの、回し手形は対象外です。
12	補助金交付請求書の振込先口座は誰の名義でもよいですか。	口座名義と申請者名義は同一としてください。個人事業主等で口座名義に屋号等が付いている場合、事業者名が同一であれば受付可能です。